

防災拠点型地域交流スペース萩中 利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、特別養護老人ホーム生寿園防災拠点型地域交流スペース萩中の利用について規定する。

(目的)

第2条 地域福祉の推進のための地域住民・地域団体の会議、研修、講習会等の開催など、交流の場を設けることを目的とする。

(利用申請等)

第3条 利用者は地域交流スペース利用申請書を提出するものとする。
利用申請書は利用開始の1週間前までに1階事務室に提出するものとし、利用期間が重複する場合は事務室で調整するものとする。
また、地域交流スペースにある物品（机・椅子等）については自由に使用することができる。

(利用日)

第4条 地域交流スペースの利用日は施設の利用予定が入っていない日とする。
また、感染症等の流行、その他やむをえない事情により利用を禁止する事がある。

(利用時間)

第5条 地域交流スペースの利用時間は次のとおりとする。
午前9時～午後5時までを原則とする。

(利用料金)

第6条 地域交流スペースの利用料は無料とする。

(許可条件)

第7条 利用者は以下の条件を遵守しなければならない。

- ① 地域住民の交流を深めるものであること。
- ② 地域住民・団体の会議、研修会、講習会等の開催であること。
- ③ 利用者が反社会的勢力でないこと。
- ④ 利用目的が公序良俗に反しないものであること。
- ⑤ 利用目的が営利を目的とするものでないこと。
- ⑥ 利用目的が政治的及び宗教目的を有するものでないこと。
- ⑦ 特定の団体の利害に著しい影響を及ぼす恐れのある活動を行わないこと。

- ⑧ 一日を超えて継続的に地域交流スペースを占有しないこと。

(禁止行為)

第8条 地域交流スペース利用においては、下記の行為を禁止する。

- ① 施設及び地域交流ホール設備及び物品を損傷又は汚損する行為。
- ② 飲食（軽食程度は可）
- ③ 他の利用者、施設入居者、施設職員に迷惑が及ぶ行為。
- ④ 喫煙。
- ⑤ 継続的に物品を設置する行為。
- ⑥ 申請書に記載した利用目的以外の行為。
- ⑦ 利用登録者が許可又は承認を受けていない施設の設備及び物品の無断利用。
- ⑧ 指定した場所以外へ立ち入る行為。

利用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設の設備及び物品の破損汚損又は亡失したときは、すみやかに事務所に届けると共に相当の現品又は代価をもって賠償しなければならない。

(利用申請の取り消し等)

第9条 事務室は以下のいずれかに該当する場合は地域交流スペースの利用申請を取り消し、又は地域交流スペースの利用を中止もしくは変更することができる。

- ① 災害が発生した場合。
- ② 利用者が本規約に違反したとき。
- ③ 地域交流スペースの利用が特別養護老人ホーム生寿園の維持又は業務の円滑な遂行に支障をきたすと認められたとき。

本条の規定による利用の取り消し、又は利用の中止若しくは変更により生じた利用者の損害について本施設はその責を負わないものとする。

(雑則、その他)

第10条 本利用規約に定めのない事項については施設長の判断により決定する。

地域交流スペースの利用に際しての事故・盗難等については各利用者の責任とする。

付則

この規約は平成30年3月1日から施行する。